

(第一類、第四号)

第一回國會 司法委員會 會議錄 第二十号

昭和二十二年八月十三日(水曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

委員 石川 金次郎君 堀江 敏治 良作君

池谷 信一君 神原 千代君

安田 幹太君 山中 露史君

打出 信行君 中村 俊夫君

八並 達雄君 阿井 藤志郎君

佐瀬 昌三君 花村 四郎君

明徳 三郎君 大島 多蔵君

出席政府委員

司法事務官 奥野 健一君

本日の會議に付した事件

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一四號)

○松永委員 會議を開きます。

民法の一部を改正する法律案に對する質疑を進めます。佐瀬昌三君。

○佐瀬委員 民法第一條及び第一條の二の改正については、前に政府委員の提案理由の説明を承つたのであります。これを存置すべきかどうかというところは、國會においても慎重に審議しなければならぬ問題であると思つてあります。今日はなおその參考のために、第一條の意義について若干政府委員にお尋ねしておきたいと思つてあります。第一條の第二項の條文の性格は、權利の行使あるいは義務の履行について、國民に對して單なる守るべきところの一般規範を示して、いわば訓示的な法として認めようとするのか、あるいはしからずして、權利義務の限

界なり、あるいは性格なりをこれによつて規定づけて、もしこれに反する場合には、それを權利濫用として不法行為となし、あるいはまた義務についてはその履行を義務者本人に代つて國家機關が信義に従ひ、誠實にこれをなすように代行する。いわゆる強行法としての性格をもたせようとする趣旨であるかどうかという點について、政府委員の御所見を一應承つておきたいと思つてあります。

○奥野政府委員 信義誠實の原則は、御承知のように、ドイツ等におきましても、最初債權債務關係の指導原理として認められ、その後すべての分野において、廣く基本的な原理として認められることになつたのであります。従いまして本案におきましても、單に債權債務關係のみならず、いやくも權利の行使、義務の履行についての指針を示すという意味で、信義誠實の原則を掲げたのであります。これはお説のように一面において、その指導方針と申しますか、理想を表わすと同時に、他面法律論といたしまして、もし權利の行使が信義に反してゐる。義務の履行が信義に反してゐるといふ場合につきましても、やはりこの規定の適用によつて、權利の行使がさういふ違反の場合には認めない。場合によつては權利の濫用となり、あるいは不法行為といふところまで進展する場合もあるかといふように考えておられますし、また義務の履行についても、同様信義誠實に反してゐるような場合に

おいては、債務不履行といふような法的な效力をもつという點までも考えておるわけでありまして。

○佐瀬委員 債務不履行として、場合によつては國家が當事者の費用負擔において代行するといふような場合もあり得ることになるのでありましようか。

○奥野政府委員 それはこの場合には別段考へてはおりません。一般に強制執行の手續によつて、あるいはまた債務者の費用で第三者に代行せしめるといふことは、一般民法の四百十四條でありますとか、あるいは民事訴訟法の二百三十三條でありますとか、さういふたような規定でやることになりまうので、この規定としては、國家が債務者に代つて履行するといふような點は考へておらないのであります。

○佐瀬委員 では具體的な一つの事例をもつてお尋ねしたい。この改正案七百三十九條によりますと、婚姻についてはいわゆる事實婚主義を排して届出主義に則つてゐる。婚姻を社會的に一定の儀式をもつて済まして、届出がなければ新民法によつても有効な婚姻があつたとは認められないことになるが、その届出以前にいわゆる婚姻協約の場合に、一方が届出をすべき義務を、信義に従はず、誠實に行はずして、婚姻協約を破棄せんとしつゝある場合に、この第一條第二項によつて、婚姻の届出あるいは届出に代るべき國家の意思表示を裁判によつて求めて、それによつて行つていくといふことが

できるか。これは他の債務不履行の場合にでも、いろ／＼起り得る問題であらうと思ひますが、まずわかりやすい例として婚姻の場合に、第一條第二項がどういふ形、效力をもつて活用されるか、お伺いしておきたい。

○奥野政府委員 なるべく一般の意思表示を求める場合、さういふ意思表示をしなければならぬ義務がある場合、すなわち豫約に基いて本契約を締結しなければならぬような場合においては、判決をもつてその意思表示にかゝるといふ強制力は認めてよろしいと思ひますが、婚姻については豫約をやつてゐるが、實行といふか、正式な婚姻の届出をしないといふ場合に、これを強制して届出、國家の判決等によつてこれに代らしむるといふところまでは、でき得ないのではないかと。結局婚姻といふのは、両性のほんとうの合意によつて成立する、その合意が強制的にあつたものにするといふことは、この性質上できないので、その場合は信義に反してその婚姻届出を出さない場合に、損害賠償の請求ができるというところにならうかと考へております。

○佐瀬委員 ただいまの例は、あるいは適切でなかつたかもしれませんが、第一條第二項の性格は、ただいまの御説明によつてたいへん明確にされました。私もこれを今後研究資料としたのであります。

次に今度家族制度が全面的に廢止され、親族團體の統合がきわめて脆弱になつてゐるのであります。さうな立法が提案されてゐる。もちろん私も封建的な家族制度は新憲法下打破しなければならぬが、社會的な意義において、家族制度のよい部分はこれを何らかの形において認め、かつそれを助長していかなければならぬと思つてあります。そこで家に代つて氏というものが重要な社會的、法律的意義を有する。さういふ趣旨から、この民法改正案において、氏の制度について、これは戸籍の問題とも關連するでありますが、どの程度に考へてなられたかといふことを、全部の法條を通じてお伺いしておきたいと思つてあります。

○奥野政府委員 お説のように、民法上、法律上の意味における家の制度といふものは廢止することになつたのであります。實際生活における家庭共同生活といふものは、決して否定すべきものではなく、これを維持しなければならぬと考へてゐるわけでありまして、この點はこの前も申し上げましたように、たとえば七百三十條等の規定によつても、その趣旨を表わしておるわけでありまして。なおそのほかすでに提案になつております家事審判法によりまして、家庭生活の圓滿なる維持をはかるためにつくられた制度でありまして、決して實際上の現實の家庭生活の破壊といふようなことを考へておるわけではないのであります。なお祖先の祭祀を守り、特に系譜、祭具、

墳墓等に関する主宰者については、一般の遺産相続とは別に考慮を拂つておるわけでありませう。そこでしからばこの氏というものが家の制度に代るのかということになりますと、それはそうではないのでありまして、家をやめた代りに家に代るに氏をもつてしたという觀念ではなく、從來氏という觀念は、家の氏ということになつておりまして、家を廢止いたしました結果、家の氏というものはなくなりまして、その氏というものは個人人の私姓、名前の私姓ということになつて、今後も継続してまいるのでありまして、いわゆる家はなくなりまして、西洋でもあるようにファミリー・ネームというものは、やはり各國の法律等においても規定があるので、最少限度のいわゆるファミリー・ネームについて規定をおく必要がある。しかしそれが家の代りに氏というものが家と同じような働きをするという考えではなくて、結局氏姓名というものは、どうしても缺くべからざるものである。しかし結婚したような場合においては、同じような氏を名乗らなければならぬし、また子供が生れた場合においては、どうして氏を名乗るかというように規定も規定してなければならぬ。またこの點は各國の立法例におきましても、やはり最小限度さういふ點は規定をおいておるわけでありませう。さういふ各人の符號を申してはいろいろ語弊もありますが、要するに家というのでなく、その各人を表わすという意味で、氏、姓名というものは必要であり、そのことは戸籍法と同時に、民法にもその頭を出しておく必要がある。これは各國もその例があるという考え

によりまして、大體氏について規定をいたしておきますことは、婚姻すれば夫婦で男か女かどちらかの氏を稱する。今までのように、女が男の家に入る。従つて男の家の氏を稱するといふのではなく、婚姻の際協議で定める氏、その氏は男か女かどちらか一方の氏でなければならぬといふことを規定しておくと、同時に婚姻が解消、離婚等になりますと、氏はまた婚姻前の氏に復するといふことがある。それと同様なことは、養子縁組の場合も同様な規定をおきました。大體それらが、婚姻及び養子縁組の際の氏の問題でありまして、そのほか子供が生まれた場合に、大體父母の氏を子供が稱する。ただ嫡出でない子供は母の氏を稱するといふことにいたします。その後さらに父母が離婚になるといふような場合を考慮しまして、子供がさういふ場合に父母の氏に變更することができるといふ一般的規定を七百九十一條におきまして、大體非常に簡単な規定でもつて、ただ民法の中にファミリー・ネームというやうなことが頭を出しておるといふ程度に止めて、いわば軽く取扱つておるわけで、家に代つて氏が非常な大きな勢力をもつて、氏を名乗るといふことが、あたかも同じ家に屬するといふやうな觀念にできるだけ誤解のないやうに、いわば軽く取扱つておるわけでありまして、これに伴つて戸籍におきまして、同じ戸籍の者は同じ氏を稱する者であつて、いふ觀念でできておるのであります。

○佐瀬委員 氏に對する認識いかんは、氏の取得變更の範圍だとか條件等を決定する上において、大きな意味をもつものと考えるのであります。政府委員の氏に對するお考えは、ただいまの御説明で私諒とするものであります。が、その考え方の適用は、各具體の場合に、相當慎重にされなければならぬではないかと考える。それから籍をわけるといふことはどういふやうに取扱うのが最も妥當か、いづれ戸籍法の改正等にも關連することでありまして、根本的な方針とかさういふものについて、この際一應伺つておきます。

○奥野政府委員 御承知のように、分家、家をわけるといふ考えは、家がなくなればおそく分家という觀念がなくなつたのであります。ただ戸籍の面におきまして分籍といふものを認めていこう、これは何も分家というやうな意味ではなく、やはり同じ戸籍の中に幾人もおる場合に、成年に達した子供の分籍を認めようといふことで、戸籍法においては成年者は分籍ができることにいたしましたと考えております。

○佐瀬委員 婚姻の問題について若干お伺いしておきたいのであります。第七百三十九條は届出主義を採用しようとしております。これを前掲といたしますと、第七百四十二條の二號の當事者が婚姻の届出をしないときは、婚姻は無効であるという規定は無意味なやうに考えられるのですが、これはどういふ御趣旨でかやうな規定をおかれんとするの、その點を御説明願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 この規定は現行法の第七百七十八條であります。それをそつくり廢止してまいつた規定でありまして、現行法におきましては、第七百七十五條で届出主義をとり、かつ第七百七十八條で、ここにあります第七百四十二條と同じやうな規定をおいておきますので、その問題は現行法のものにおける解釋と同様であります。おそれくこれは他人が勝手に届出をしたやうな場合に、實際當事者が届出をしていないといふことで、それは無効といふことを考えておるのではないかと解釋しております。

○佐瀬委員 届出がなければ婚姻が成立しないといふことになつておれば、それ以後に起るべき無効とか有効とかいふことは、およそ無用なことではないかと思ひますが、ただいまの御説明のように、第三者が届出をした、形式的に届出があつた。しかし當事者の眞意に反しておるから、それは無効だと現行法のように解釋されるのであれば、またその意味の限りにおいて、あるいは存置する必要があるかと思ひますが、大體さういふ場合には、私どもの考えからいへば、婚姻の届出がなかつたものであるといふやうに解釋するの、實際に即應した解釋であらうと思ひます。さういふ意味からいへば、第七百四十二條の二號といふのは、およそ不必要な規定のやうに思われるのですが、これは私の意見でありますから、その點御了承願ひたいと思ひます。

次に婚姻の効果として、現行法のごとき妻の無能力を改正案においては否定して、男女平等の原則から妻にも能力者たる資格を附與するといふ御趣旨は、私ももとより賛成であります。しかしかやうな規定があつても、當事者の夫と妻との間に何らかの特約をもつて、妻の法律行為を制限しようといふやうな場合には、それはどうなるか。夫婦財産制の中には若干それに關連する規定もあるやうであります。私はせつかく妻の能力を認める限りは、やはりそれを阻止するやうな夫の行動に對しては、他の立法的措置をもつて防止するやうなことが、概括的規定として必要ではないかと思ひます。特に今日は男女の社會的地位、あるいは經濟條件、家庭生活における實情、さういふことを斟酌してみますと、さういふやうな立法的措置も必要ではないかと思ひます。この點についてはどういふお考えをおもちになりますか。

○奥野政府委員 この法律案では、まづたゞ夫婦平等の精神に基いて、妻の無能力を廢止することにいたしましたのであります。が、御説のように、妻の能力を制限するやうな契約は、これは無効であらうと思ひます。ただ夫婦財産契約等におきまして、個別的にある財産の管理を夫に契約で委託するといふやうなことは、夫婦財産契約としては認め得るかと思ひます。さういふ契約でなく、いわゆる法定財産制に違反するやうな契約は無効であります。しかも夫婦間の契約は、いつでも一方から單獨でも取消し得るのでありますから、結局さういふ契約の効力はなきに等しいといふことになるかと思ひます。ただ夫婦財産契約で、あらがじめ夫婦について管理委託するといふやうなことは、この新民法のもとにおいても許されるかと考えております。

○佐瀬委員 第七百五十條の問題であります。婚姻の効果として夫または妻の氏を稱するといふ規定であります

が、新しい氏を稱するということを認めないわけでありますが、その夫なり妻なりの氏に限定する御趣意はどこにあるか承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 御説のように、これは妻もしくは夫どちらかの氏を稱することを考へておるので、全然第三者の氏を自由に稱するということは認めないものであります。それはやはり氏というものを認める以上は、そうたやすく自由に氏を選擇することは非常に社會生活の混亂を生じますので、氏の變更ということは、特に慎重に取扱ひたいと考へております。もつともやむを得ざる事由がある場合においては、氏の變更ということは、今度は戸籍法におきまして認めていこうと考へておりますが、七百五十條におきましては、夫婦いづれか一方の氏を稱するといふ考へ方でありまして、

○佐瀬委員 ただいまの御説明で、私は先ほど申し上げましたように、やはり氏というものがきつめて重大な意義をもち、あるいは家に代るべき重要な機能をもつものであるというふうな觀念も働いて、七百五十條の立法を見るようになったのではないかと考へておるのであります。戸籍法の上において、なおこれは關連して、ぜひ御説明の通り重ねて御研究をお願いしておきたいのであります。

七百五十二條の同居の場合における居所の指定權を申し上しようか、選定權を申し上しようか、これはどういふことになるのでありましようか。

○奥野政府委員 現行法におきましては、結局妻は夫と同居する義務があつて、夫は妻を同居せしむる義務を負うといふやうになつております結果、夫

婦は同居するといふのであるが、それは夫が住居の選擇權をもつておるといふことになるのであります。しかしそれは明らかに憲法二十四條の第二項で、居住の選擇についても兩性の本質的平等に立脚しなければならぬといふことでありますので、新しく七百五十二條で同居する義務はあるが、そのどこに居を構へべきかといふことについては、まづたゞ夫婦平等でありまして、これは協議できめるといふ趣旨で、しからば協議がまとまらなければどうなるかといふ問題も起りますが、この七百五十二條というのは、夫婦間の關係を考慮に強く入れて、むしろ法律以上なものであるといふやうに考へて、扶養の義務とか、同居の義務とかいふやうな、義務といふ言葉を避けて立案したものであります。結局夫婦の互いの話合で適當に居住の場所をきめるといふ趣旨で、その點は明白にいたして

おりませんが、おのずから夫婦の話合で同居すべき場所をきめるといふ含みでそれを夫がきめるとか妻がきめるとか、いふこととしては、兩性の平等に反するといふ意味で、協議できめるといふ趣旨で、その點は何ら規定してないわけでありまして、

○佐瀬委員 離婚の場合であります。七百六十四條においては、七百三十七條を準用しない方針のうちに原案はなつております。結局離婚の場合には婚姻の場合と違つて、未成年者でも父母の同意を得ずに自由にできるといふ制度になさんとする提案理由のよう

に思ふのであります。その通り了解しておいて差支えないか、またもししういふ御趣旨であれば、婚姻の場合と離婚の場合と區別した根據はどこにあるかといふことについて承つておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 御説の通り、婚姻については、未成年者の婚姻は父母の同意を必要とするのであります。協議上の離婚の場合においては、父母の同意が要らないといふことにいたしましたのであります。未成年者でありましても婚姻をすれば成年者といふことになりまして、そういう形式的な面からのみでもなく、要するにもうすでに未成年者でも、婚姻して實質上の夫婦の關係を生じている以上は、離婚の場合に父母の同意を要する必要があるやうな、できるだけ父母の同意といふやうなものについて、干渉がましきことは避けたいといふ意味からして、婚姻にはいふ場合だけに限つては、やはりその未成年者の保護といふために、父母の同意といふものを必要としましたが、一旦婚姻關係を結んだ以上は、もう獨立の完成した人間として取扱ふという趣旨にいたしておきまして、それが別れる場合におきましても、もはや父母の同意を必要としないといふ建前をとつたわけでありまして、

○佐瀬委員 未成年者が離婚後に再婚する場合に、父母の同意を必要とされておるやうに思ふのであります。それが、いかにございませうか。

○奥野政府委員 その點はやや疑問があるものであります。われわれの解釋をいたしまして、一旦婚姻をして成年者とみなされた以上は、たとえ離婚してもやはり成年者として取扱ふべきものであるといふやうに考へております。

○佐瀬委員 かなりその點は解釋論としても問題になる餘地があると思ひま

す。

七百七十條の裁判上の離婚に關する原因として、第五號に「その他婚姻を繼續し難い重大な事由があるとき。」といふゆる相對的な原因を掲げられてあるものであります。具體的にはどういふ場合を豫想してかかる規定を設けられんとするのか、承つておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 この點は現行法の八百五十五條にいろいろ列挙しております。たとえば重大な犯罪を犯した場合とか、あるいはまた虐待を受けるやうな場合とか、しかしそれを一概に必ず離婚の原因にするといふやうになるかどうかは、具體的な場合々々によつて決定すべきものであると、一概に列舉的に掲げるということとは、あまり彈力性がなさ過ぎるということと、この例示は簡單に列挙して、第五號によつて包括的に規定したものであります。が、おそろく大體現行法の八百五十五條に列挙していることで、今度の七百七十條の各號に該當しないやうなものがそれに該當することにならうかと考へております。

○佐瀬委員 いわゆる生活難という場合はどういふことになりますか。

○奥野政府委員 それは一概に申せませんが、これは協議で離婚をするといふことにならばともかくでありまして、ここに繼續し難い重大な事由といふことに、經濟的なただ生活難といふやうなことは何らはいらないのではなからうかといふやうに考へております。

○佐瀬委員 法律的に申し上げますと、扶養義務の履行が不可能であるといふやうな場合を含めてお伺いしておきたいのであります。

○奥野政府委員 それは具體的な場合に、一方の當事者がいかにも何ら働きがなくて、ほとんど白痴にひとしいやうな場合にあつては、そういうことも具體的な問題においてはこの中に入るべき場合もあるやうかと思ひます。

○佐瀬委員 同じ離婚理由として、第四號に「強度の精神病」といふことがあげられております。これは現行民法の制定當時も、これをもつて離婚理由となすべきかどうかといふことについては、かなり歴史的な論争があつたことを承知しておりますが、この案にこれを入れるについては、その後な何かが新しい根據でもおありになつたか、その點を御説明願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 この點はアメリカ等の立法例にも大體さういふ立法例がありますので、それを参照したものであります。なお現行法におきましては、この七百七十條の第二項のやうな緩和規定を申しますか、さういつたやうな彈力性のある規定がありませんので、それを入れるといふことになるかと、必ず別れるなければならないといふことになるのであります。このたびは第二項を設けました結果、具體的な場合において、やはりわかれるのが適當と認められた場合といふことになりまして、これをいれることによつて、今までのやうに、畫一的な離婚原因にならないといふことにも、考へ方によつてなるわけでありまして、さういふ趣旨を含めて、この點を挿入したわけでありまして、

○佐瀬委員 婚姻のいざり勝五郎のことを思い合せると、どうもかやうな規定はおくこと自身があまりにも形式的な男女平等の原則にとらわれすぎ

て、正しいしかして健全な日本の人情風俗というものに反するような規定が、いろ／＼な點において、民法やその他の法律にこれから織りこまれようとするのではないかという懸念を私どもはもつてであります。従つてこの場合についても、同様な角度から、やはり相當検討する必要があるのではないかと思ふのであります。ただ政府委員の御説明の通り、第二項によつてこれが適當に運用されるということであれば、もちろん缺陷は補ひ得るのでありますけれども、とかく平等の原則は社會の實生活に濫用されやすいのでありますから、立法の分野においては、なるべくそれを引締めるというところに目標をおいていくということが、現代に處する立法政策のあり方ではないかかと思ひます。

○松永委員長 速記を中止して下さい。

(速記中止)

○松永委員長 速記を始めて下さい。

止にもかかわらず、新民法にも認められ  
 上とされておりますが、家族制度維  
 持以外の目的をもつての養子制度とい  
 うものは、そこにおのずから他の目

的、動機に基くものがあり、従つて養子制度は社會的には濫用される危険性があるのではないかと思ひます。これに對する改正民法における對策上の御意見はいかがなものでありますか。

○奥野政府委員　養子制度はお説の通りに、從來は多く家の繼續というために重點がおかれておつた制度のように考えますが、家の廢止とともに養子制度を全廢すべきかどうか、いろいろ議論のあつた點でありますが、やはり

各國の例を見ましても、もらい子をするといふことは認めておる制度でありますし、むしろこれは子供の保護のために孤兒を養育するとか、また子供のないものは親としての愛情の繼續を望むといふようなことで、やはり養子の

制度は純粹に子供のためというやうな意味で残していつてよいのではないかかという事で、やはり本案におきましても、養子の制度を存続するにいたしたわけであります。お説のように、養子制度をおくことによつて、その濫用といふことも考えられるというお話であります、その點も十分考慮いたしたした。もつとも、濫用の場合における一番の悪い例は、養女に對しておける、いゝゆる子供の人身賣買と云ふ者です。いゝゆる子供の人身賣買といふやうなことが主であつたようであります、この點については七百九十八條を設けて、この場合には家事審判所の許可がなければならぬといふことにいたしました、家事審判所がほんとうに子供をもらつてもりであるかどうかといふやうなことにいつて眞偽を確かめることにいたしました、養子の形で人身賣買をするといふやうなことのなからしむるやうにいたしましたわけであります。

ないとは限らぬのであります。そうい  
う意味におきして、七百九十八條の家  
事審判所の許可という制度を十分に活  
用されるように、實際の面においても  
政府當局において、ごくろうあらんこ  
とを切望する次第であります。

次に親權の問題であります。第八百十八條には親權者たる父母は共同してこれを行うということに原案はなつておられます。この父母というのは、婚中であれば氏が違つておつても、あるいは何らかの理由で實際上同居してゐないといふような場合でも常に共同して行うといふ趣旨の立案になつてゐるのでございましょうか。

○奥野政府委員　これは婚姻中の場合を指してゐるのであります、その場合には婚姻中は必ず父母が同じ氏を稱するわけであります。もし父母の氏を違うという場合はそれは離婚の場合に

○佐瀬委員「但し、父親の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が、これを行う。」というように但書がありますが、この「一方が親権を行うことができない」という場合は、どういう程度に認められますか。

の場合、あるいは管理権喪失の場合、あるいは親權または管理権の辭任の場合、父毎の一方がそういうことをいたなしますれば、他の一方がこれを行つという場合となりましようが、事實上行使の不可能になるという場合も、そのうちにはいることになります。

○佐治委員 親權の勢力は相當廣汎に認められておるようでありますが、親權の濫用とか、あるいはそれに對する監督とかいふ點については、いかにも考へになつておられるか、その點を御説明願ひたいと思います。

○奥野政府委員　それは八百三十四條で「父又は母が、親權を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親權の喪失を宣告することができる。」ということにいたしてやりまして、これによつて親權の喪失への宣告をするということにいたしてお

わけであります。

○佐瀬委員 第一條の第二項もかような場合に適用する御趣旨でございまいやうか。

○奥野政府委員　これは第一條は廣  
債權にかかわらず、それらの身分上の  
權利の行使についても當然適用がある  
ものと考えております。

○佐瀬委員 最後に相續の點についてお伺いしておきたいのでありますが、

分制度が規定されております。私どもの最も憂うところは、家族制度が廢止され、從つて家族的紐帶というものの非常に薄くなつておる。社會の經濟活動における單位としての家といふものがなくなり、從つて農業の場合には

のなかり、フランス流の家産制度とかいつたようなものゝを特別に立法して、農業なり、あるいは商工業なり繼續する上において、財産的基礎を確立しておく必要があると思ひますが、この相續制なり、遺留分制度なりの適用から見ると、その逆をいくような結果になる、さいわいにして農業資産相續については、特別を認めようとする立法があるようでありますが、これはひとり農業資産についてのみならず、ただいま申しましたように、あらゆる産業についても同様なことが言ひ得ると思ひます。それについて、この制度をもつて臨んで、何ら弊害なり不安なりがなくて済むかどうか。それに對する御所見を承りたたいと思ひます。

についても、必要があるのではないかと  
 いうお説はごもつともであります  
 が、その必要性は、わが國における再  
 分割された農地ほど、たゞいまのこ  
 る切實に感じてないのであります、  
 そういつに一般的の特例を設けなく  
 ても、個々の場合におきまして、財産  
 の分割というものは、必ずしも現物の  
 分割を意味するのではなくて、適當な  
 人に全部承諾せしめて、他の相続人に  
 對しては金で分配する。分配できなけ  
 れば借金の形で他の者にわけてやると  
 いうような方法も分割である。のみな  
 らず、その他家事審判所におきまして  
 は、一定の期間を設けて分割を禁止す  
 ることの途をとられておりますから、  
 そこは適當に今後處理されていくので  
 はないか。もし實施の際、そういうこ  
 とでは不十分であつて、何らかの法  
 的措置を必要とする。農業のように法  
 的措置を必要とするにはなりません  
 ば、さらにまたその際考へる。結局一  
 應憲法の要請といたしましては、平等  
 の原則に基いて庶子均分相続というこ  
 とになります。さらに一方農業を全  
 減せしむるような結果は、やはり公共  
 の福祉から言つて、そういうことは避  
 けるべきである。

その兩方の調整をはかつたのが、農  
 業資産に關する相続の特例であります  
 が、他の一般の營業等についても同様  
 なことになるかどうかは、現在のところ  
 は未だその程度に至らないものとみ  
 ております。今後相続法の實施の際を  
 見て、適當に考慮していくべきものか  
 と考えております。

○佐瀬委員 自由平等あるいは民主主  
 義というものに基いた立法なり法の解  
 釋なりが、今後特に必要であるといふ

ことは、何人も異論のない點でありま  
 す。ただ私どもの最も懸念するところ  
 は、日本においてそれらをそのまま適  
 用する社會的條件なり、經濟的條件な  
 り、あるいは文化上の諸條件なりが、  
 然してないと思はれる點が多々ある  
 のであります。であるから、せつかく  
 自由平等民主主義の適用をなさんとし  
 ても、その結果は、いたずらにすべて  
 のレベルを引下げる、勢力を分散する。  
 國家社會の發展の上から見ると、むし  
 ろ退歩するといふ結果を導きやすいよ  
 うに思はれるのであります。そこに今  
 後の立法政策のあり方として、私ども  
 は相對的に考へて、いたずらに新奇を  
 好むといふような行き方は、嚴に慎し  
 まなければならぬと考へておるのであ  
 ります。今後司法當局も特に新事態に  
 即應して、各角度からの立法提案が多  
 いのであります。が、私どものさよ  
 うな懸念をも、今後の提案の際に御一  
 考願つて、なるべく健全な自由平等の  
 思想と、民主主義的立法を編成してい  
 くという上に、協力賜りたいという  
 ことを希望いたしました。私の質問は  
 終りたいと思ひます。

○松永委員長 この際本案の公聴會指  
 定公述人の適當なる候補者として、皆  
 さんの希望する方がありましたら、ど  
 うぞ委員長までお申出下さるようにお  
 願ひいたします。

それでは今日はこれにて散會いたし  
 ます。明日は午前十時より開會いたし  
 ます。

午後三時六分散會

昭和二十二年九月十五日印刷

昭和二十二年九月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局